

保育料について

保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの子どもの保育料は無償です。0歳から2歳までの子どもについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償となります。

主食費、副食費（おかず、おやつ等）、通園送迎費、教材費、行事費などは保護者の負担となり、徴収額は各施設により異なります。ただし、以下に該当する世帯の子どもは副食費が免除されます。

○年収360万円未満相当世帯の子ども

○年収360万円以上世帯については、同時に保育所等を利用する第3子以降の子ども

階層区分		3歳未満(令和4年4月1日現在の年齢)		
		保育標準時間	保育短時間	
1		生活保護世帯	0	0
2		市町村民税非課税世帯 支給認定保護者が養育里親等である世帯	0	0
3		48,600円 未満	15,600	15,200
4	1	48,600円 ~ 59,000円 未満	23,000	22,500
	2	59,000円 ~ 79,000円 未満	24,000	23,500
	3	79,000円 ~ 97,000円 未満	26,000	25,400
5	1	97,000円 ~ 121,000円 未満	34,200	33,500
	2	121,000円 ~ 145,000円 未満	36,200	35,400
	3	145,000円 ~ 169,000円 未満	38,200	37,400
6	1	169,000円 ~ 230,000円 未満	46,700	45,700
	2	230,000円 ~ 301,000円 未満	48,700	47,700
7		301,000円 ~ 397,000円 未満	53,000	51,900
8		397,000円 以上	63,700	62,400

※階層区分の2～8階層の金額は、全て市町村民税所得割課税額です（ただし、住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除等の適用はありません）。

※4～8月分は令和3年度市町村民税額、9～3月分は令和4年度の市町村民税額により決定します。

※2人以上の子どもが同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する場合は、2人目が半額、3人目以降が無償となります。

ただし、市町村民税所得割課税額57,700円未満（保護者合算、第4-1階層途中まで）である場合は、年齢制限なく保護者が監護する全ての子どもが多子軽減を行う際の算定対象となります。

※副食費の徴収額は各施設により異なります。斑鳩保育所の副食費は4,500円です。また、教材費等が別途必要になります。